

川崎市立学校における臨時休業への対応について

新型コロナウイルス感染症等への対応として、文部科学省から本日付で「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」が示されました。

国の方針を踏まえ、川崎市立学校におきましても、次のとおり感染拡大の防止のため、全市立学校において臨時休業といたします。なお、学校で対応する「児童生徒の居場所」及び小学校敷地内で運営する「わくわくプラザ」での対応は次の通りです。

<臨時休業の期間>

令和2年3月4日（水）から3月25日（水）までとします。

（なお、3月26日以降（4月5日まで）引き続き学年末休業・学年始休業となります。）

<児童生徒の居場所についての対応>

- ・共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設けます。

【小学校の場合】

- ※ やむを得ない特別な事情がある児童に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごすことのできる児童はできるだけ自宅で過ごすようにする。
- ※ その際には、授業は行わない。基本的に学校教職員が児童を見守りながら必要に応じて支援する。
- ※ 児童が過ごすことのできる日時は平日の8時30分から14時まで。給食は実施しないので、お弁当が必要。
- ※ 平日の14時以降はわくわくプラザで対応。（土曜日は8時30分から18時まで、日曜祝日は休み）

【中学校・高等学校の場合】

- ※ 特別支援級在籍生徒など、やむを得ない特別な事情がある生徒に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごすことのできる生徒はできるだけ自宅で過ごすようにする。
- ※ その際には、授業は行わない。基本的に学校教職員が生徒を見守りながら必要に応じて支援を行う。
- ※ 生徒が過ごすことのできる日時は平日の8時30分から放課後等デイサービスの受け入れ可能時間まで。給食は実施しないので、お弁当が必要。

【特別支援学校の場合】

- ※ やむを得ない特別な事情がある児童生徒に限り、学校で過ごすことを可能とする。ただし、感染拡大のリスクを抑えるために、自宅で過ごせる児童生徒はできるだけ自宅で過ごすようにする。
- ※ その際には、授業は行わないが、学校職員が状況に応じた特別プログラムで対応する。
- ※ （給食（分教室はお弁当が必要）とスクールバスの運行は実施する予定）

- ・進路指導等を必要とする児童生徒に対しては、個別に登校日を設定することは可能とするが、日時・場所を分散させる等感染防止策を講じた上、必要最小限の人数で実施する。
- ・卒業式、入学者選抜等については、既定方針どおり感染防止策を講じて実施する。
- ・臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導するとともに、発熱などの症状が出る等心配な点がある場合については、速やかに学校に連絡するよう確実に伝える。
- ・緊急時における連絡体制を整備する。
- ・家庭訪問等を通じて、児童生徒の状況把握に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。

【学校に関する問合せ先】

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋、稲葉

電話：044-200-3284、3318、0365

【わくわくプラザに関する問合せ先】

川崎市こども未来局青少年支援室 柿森

電話044-200-2670